

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市耐震改修促進計画の  
改定（素案）について

意見募集期間

令和4年（2022年）

11月10日（木）～12月1日（木）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話 046-822-8319



2022年（令和4年）11月

横須賀市

## パブリック・コメントの手続にあたって

横須賀市では、昭和 56 年 5 月末日以前に着工した建築物の耐震化を促進することにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、法）」の規定に基づき、平成 21 年 3 月（平成 26 年 10 月改定）に「横須賀市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化の促進に取り組んでいます。

令和 3 年 12 月に法に定められている国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が見直され、令和 4 年 3 月に上位計画となる「神奈川県耐震改修促進計画」が改定されたことを踏まえて、建築物の耐震化の促進を継続して取り組むため、市の計画を改定します。

計画の改定を行うにあたり、市民の皆様からのご意見等を募集するものです。

### 【添付資料】

横須賀市耐震改修促進計画（素案）	1～36
意見の提出方法	37

# 横須賀市耐震改修促進計画

## 目 次

第1章 計画の目的等	1
1 計画の目的	1
2 計画改定の経緯等	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	2
5 市民（所有者等）と市の取り組み	2
第2章 横須賀市において想定される地震の規模・被害の状況	3
1 大地震の被害状況等	3
2 想定される地震	5
3 地震被害の想定	5
（1）前提条件	5
（2）被害想定	5
第3章 建築物の耐震化の現状と目標	8
1 建築物の耐震化の現状	8
（1）住宅の耐震化の現状	8
（2）多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状	10
（3）横須賀市所有建築物の耐震化の現状	12
2 建築物の耐震化の目標	14
（1）目標設定の考え方	14
（2）住宅の耐震化の目標	14
（3）耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標	14
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	15
1 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	15
2 建築物の耐震化の促進をとりまく環境とその整備	15
3 建築物の耐震化を促進するための支援策	18
（1）助成事業	18
（2）税の特例措置	19
4 各種認定制度等による耐震化の促進	20

5	その他の地震時における安全対策の推進	21
	(1) 大規模盛土造成地の耐震対策	21
	(2) 落下防止対策	21
	(3) 天井脱落対策	21
	(4) エレベーター等の安全対策	22
	(5) ブロック塀等の安全対策	22
6	建築物の耐震化に係る普及・啓発	23
	(1) デジタルコンテンツの活用	23
	(2) パンフレットの配布等の活用	23
	(3) イベントの活用	23
	(4) まちづくり出前トークの開催	23
	(5) 建築技術者等の養成	23
	(6) 震度マップの作成・公表	23
<b>第5章 計画の推進に向けて</b>		<b>24</b>
1	推進体制	24
	(1) 県と市町村との連携	24
	(2) 関係部局との連携	24
2	法に基づく指導や助言等	24
	(1) 耐震改修促進法による指導や助言の実施	24
	(2) 耐震診断義務付け対象建築物への対応	24
3	施策のフォローアップについて	25
<b>本計画で用いる用語</b>		<b>26</b>
<b>資料編</b>		
資料1	耐震改修促進法における建築物一覧	27
資料2	耐震診断を義務化する建築物	28
資料3	「緊急輸送路」の路線一覧・路線図	29
資料4	住宅の耐震補強工事助成事業の実績	35
資料5	マンション耐震診断助成事業の実績	36

# 第1章 計画の目的等

## 1 計画の目的

横須賀市耐震改修促進計画（以下、本計画という）は、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ることなどにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

本計画の推進を通じて、地震による被害から市民の生命、身体及び財産を守り、「安全で安心して暮らせる社会の実現」に寄与します。

## 2 計画改定の経緯等

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）（以下、法という）」に基づく法定計画として平成21年3月に策定しました。

平成25年11月に法が改正施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取り組みが強化されたことを受けて、平成26年10月に本計画を改定しました。

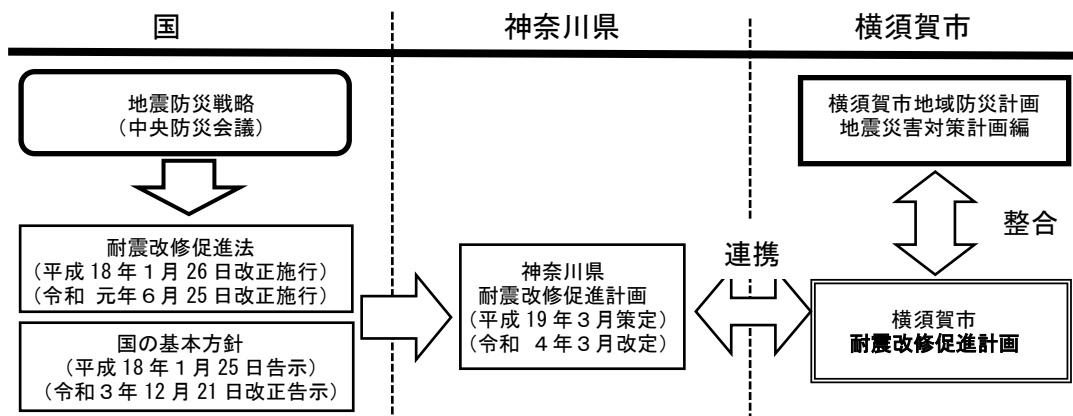
今回の改定は、令和3年12月に法に規定された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針という）が見直され、令和4年3月に「神奈川県耐震改修促進計画」が改定されたことを踏まえて、本市の建築物の耐震化の促進について継続して取り組むために行います。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、本市の建築物の地震に対する安全性の向上を促進する指針となるものです。また、国の基本方針や上位計画となる「神奈川県耐震改修促進計画」、「横須賀市地域防災計画（以下、市防災計画という）（地震災害対策計画編）」<sup>注1</sup>など関連する他の計画や施策との整合・連携を図りながら本計画を策定し、取り組みを進めます（図1参照）。

さらに、SDGs（Sustainable Development Goals）の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、本計画を推進します。

図1 【横須賀市耐震改修促進計画の位置づけ】



## 4 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

なお、計画期間中の国の基本方針の見直し、「神奈川県耐震改修促進計画」の改定、計画の実施状況等に適切に対応するため、必要に応じて本計画を改定します。

## 5 市民（所有者等）と市の取り組み

法では、建築物の所有者が、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。

旧耐震基準<sup>注2</sup>により建築された住宅・建築物の所有者や管理者は、自らの生命・財産を守るという意識のもとに建築物の耐震診断及び耐震改修に取り組むことが重要となります。

本市は、その所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修の必要性の普及・啓発を図り、耐震化の情報提供を速やかに行い、所有者等が行う耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施します。

---

本計画中、注1から注7については、26ページ「本計画で用いる用語」を参照してください。

## 第2章 横須賀市において想定される地震の規模・被害の状況

### 1 大地震の被害状況等

平成7年(1995年)1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした(図2-1参照)。

建設省(現国土交通省)が、震災後直ちに被害状況や被害原因の調査を行った結果、昭和56年(1981年)6月の建築基準法改正以降の新耐震基準<sup>注3</sup>による建築物は、倒壊等の被害が少なかったことに比べ、改正以前の耐震基準(旧耐震基準)による建築物の倒壊等の被害が大きかったことから、平成7年(1995年)10月に「建築物の耐震化の促進に関する法律」が制定され、昭和56年(1981年)5月末以前に建築された建築物の耐震性の向上が求められることになりました。

建築物の被害状況では、阪神・淡路大震災や、平成28年(2016年)4月に最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震において、旧耐震基準の建築物被害が大きい傾向がみられました(図2-2、図2-3参照)。

また、熊本地震では、新耐震基準であっても、土台と柱など構造部材接合部の仕様等が明確化された平成12年6月以前の建築物で、現行規定導入以後の建築物よりも被害が大きい状況も見られました。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人に達し、建築物においては13万戸が全壊し、26万戸が半壊しましたが、現行の基準(新耐震基準)により建築した補強した建築物は、地震の揺れによる被害は限定的で、死傷者や経済的な損害は津波によるものでした。宮城、岩手、福島は甚大な被害を受け、これほどまでに大きな災害が発生することは予想だにされていませんでした。

平成24年(2012年)7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されています。加えて、首都直下型地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されています。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的、物的被害が発生することはほぼ確実です。」と示されていることから、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

さらには、全国的に地震が多いといわれている南関東地域においては、いつ地震が発生してもおかしくない状況であると考えられています。

特に、三浦半島断層群の地震、大正型関東地震及び南海トラフ巨大地震等については、発生の可能性が指摘され、ひとたび地震が発生した場合には、甚大な被害が予想されま

す。  
平成30年(2018年)6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は最大震度6弱であったものの、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことなどから、ブロッ

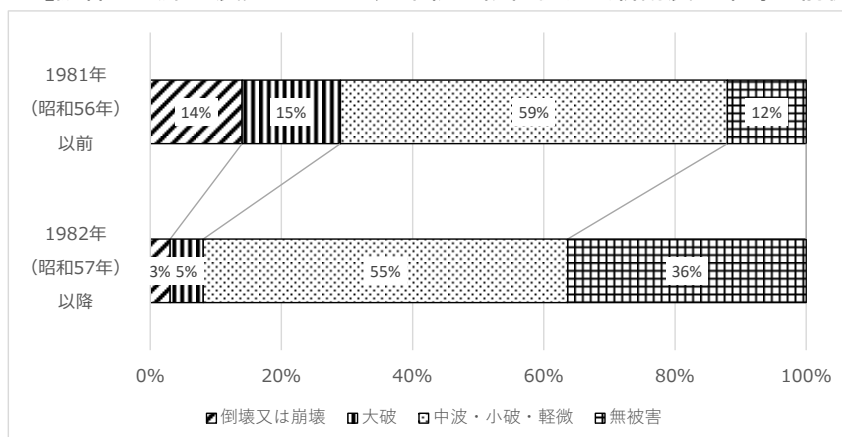
ク塀の倒壊による人的被害が発生しました。このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀への一層の対策が重要です。

図 2-1 【阪神・淡路大震災における死因別死者数の割合】

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 人 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 人 (10%)
その他	121 人 (2%)
合計	5,502 人 (100%)

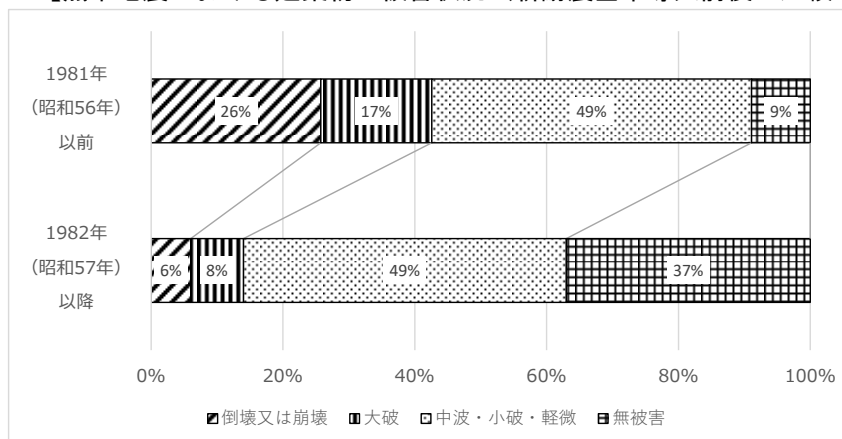
出典：平成 7 年度版「警察白書」

図 2-2 【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況（新耐震基準導入前後の比較）】



出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

図 2-3 【熊本地震における建築物の被害状況（新耐震基準導入前後の比較（木造））】



出典：平成 28 年熊本地震建築物被害調査報告（速報）



## 2 想定される地震

本市は、大正 12 年（1923 年）9 月の関東大震災以後、幸いにして大地震による被害を経験していませんが、今、東日本大震災や阪神・淡路大震災の規模の大震災が本市を襲った場合は、極めて大きな被害が予想されます。

本市においては、市防災計画にて、本市に特に被害を及ぼす地震として、以下の 3 地震を想定しています（図 3-1、3-2 参照）。

- ①三浦半島断層群の地震
- ②大正型関東地震
- ③南海トラフ巨大地震

## 3 地震被害の想定

### （1）前提条件

前提条件として、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、

- ①季節は冬
- ②発生日時平日の 18 時
- ③風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均を想定しています。

### （2）被害想定

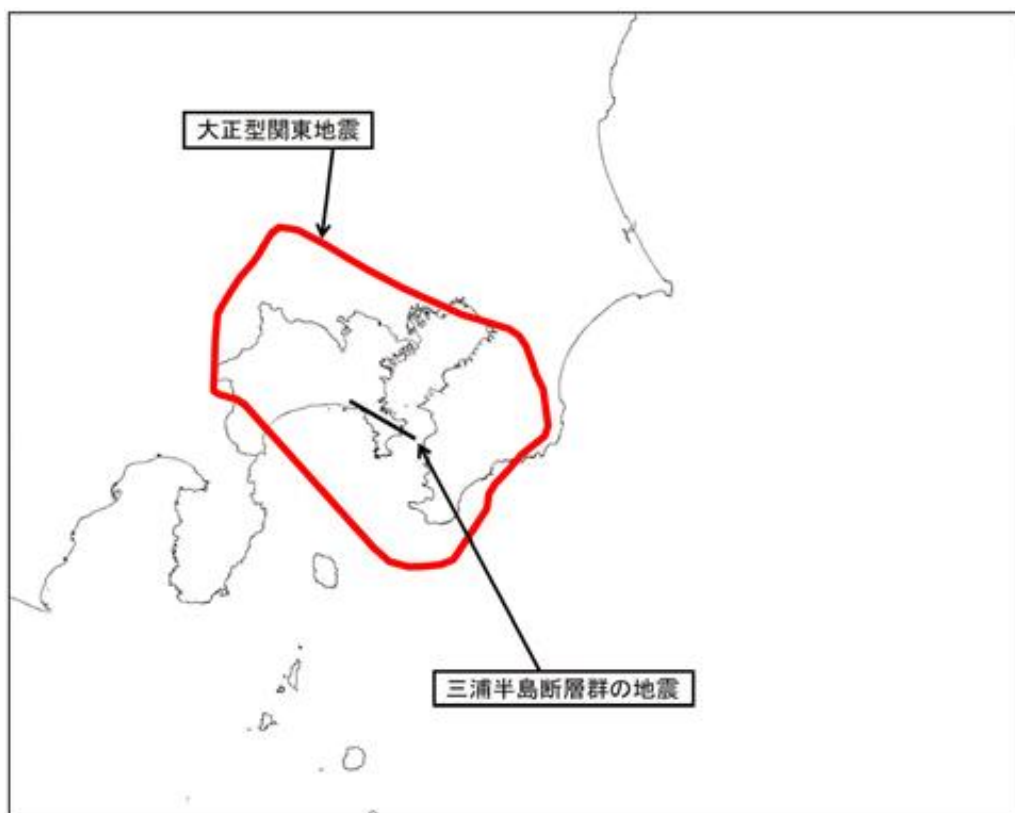
上記前提条件における想定地震別の被害想定は、表 1 のとおりです。

想定地震別の被害想定について、3 想定地震を比較した場合、本市に最も大きな被害を与える地震は大正型関東地震で、市内で約 2,900 人の死者が発生するほか、約 24,000 棟の建築物が全壊し、約 5,000 棟が焼失するという甚大な被害が想定されます。

この想定から、大規模地震における被害軽減に向けて建築物の耐震化の促進は、喫緊の課題となっています。

図3-1 【震源断層の位置図（三浦半島断層群の地震と大正型関東地震）】

横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編）より抜粋



(注) 市防災計画において被害を想定している震源断層の位置を表示しています。

図3-2 【震源断層の位置図（南海トラフ巨大地震）】

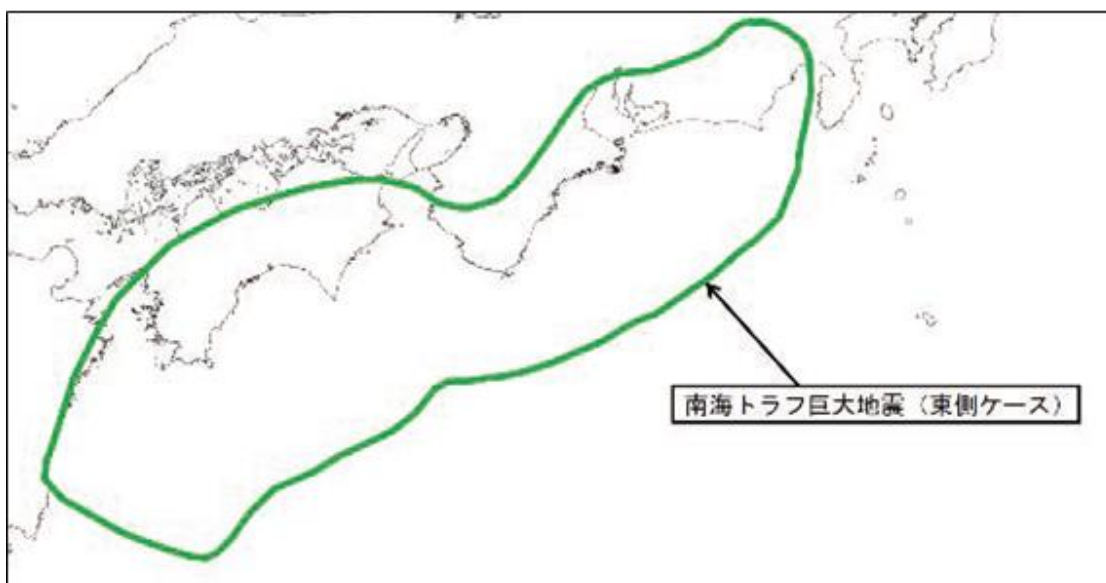


表 1 【被害想定】

横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編）より抜粋

種別	項目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6 強	7	5 強
	最小震度	5 強	6 弱	4
人的 被害	死者数（津波含む）	370	2,910	210
	（人） 津波	—	1,850	210
	負傷者数（津波含む）	4,960	10,640	70
	（人） 津波	—	530	60
建物 被害	全壊棟数（棟）	8,330	24,220	910
	半壊棟数（棟）	22,030	32,460	2,590
火災 被害	出火件数（件）	30	70	0
	焼失棟数（棟）	3,100	5,030	0
	自力脱出困難者（人）	880	3,560	0
避難 者数	1 日目～3 日目（人）	96,360	187,370	13,930
	1 ヶ月後（人）	64,930	132,170	6,790
帰宅困 難者数	直後（人）	14,510	14,510	14,510
	2 日後（人）	14,510	14,510	0
	エレベーター停止台数（台）	380	390	*
ライフ ライン	電気（停電件数）（軒）	267,400	267,400	267,400
	都市ガス（供給停止）（件）	0	95,180	0
	LP ガス（供給支障）（戸）	680	880	0
	上水道（断水人口）（人）	127,350	237,900	0
	下水道（機能支障人口）（人）	21,410	33,860	2,960
	通信（不通回線数）（回線）	150,990	147,360	147,050
	災害廃棄物（万トン）	237	547	23

(注) \*わずか（計算上 0.5～10 未満） 計算上 0.5 未満は 0 としている

## 第3章 建築物の耐震化の現状と目標

### 1 建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅は、建築物において最も多く、住宅の耐震化率<sup>注4</sup>の向上は、建築物の耐震化率の向上に大きく影響し重要です。

本市域内における住宅の耐震化率の推移は、図4-1のとおりです。

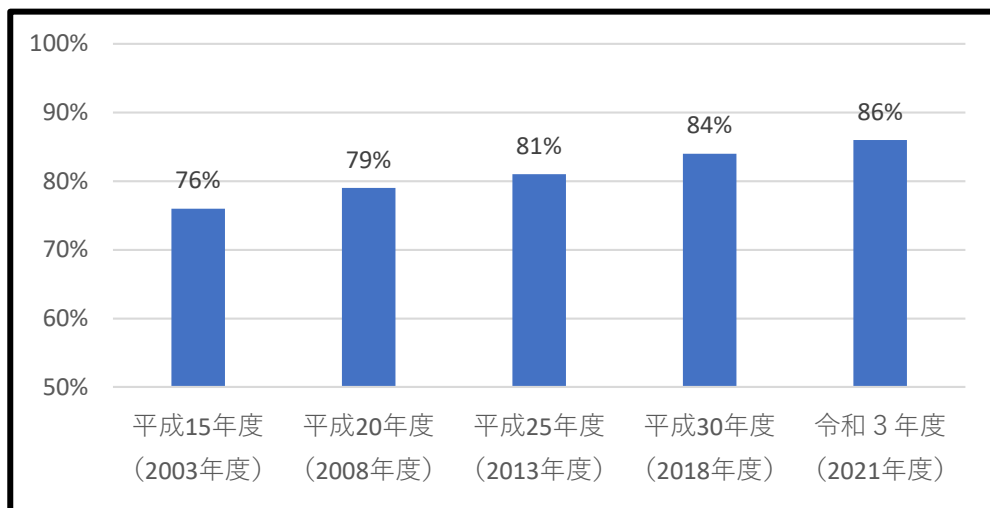
#### ア. 改定前の本計画における目標

令和2年度における耐震化率の目標を95%と定めていました。

#### イ. 現状

令和3年度末における耐震化率は、86%となっています。

図4-1 【住宅の耐震化率の推移】



#### ウ. 住宅の耐震化率の分析

令和3年度末時点における住宅の耐震化率は、総戸数が約163,000戸に対して、約140,000戸が耐震性のある住宅と推計され、耐震化率は約86%となっています。

改定前の本計画における耐震化率（平成20年度時点で79%）から7%の向上にとどまっています（図4-1参照）。

この内訳を戸建住宅と共同住宅の別で見ると、戸建住宅については、総戸数が約96,000戸に対して、昭和56年以前に建築された戸建住宅のうち、約9,000戸が耐震性のある戸建住宅と推計され、昭和57年以降に建築された約68,000戸と合わせて、約77,000戸が耐震性のある戸建住宅と推計され、耐震化率は約81%となっています。

一方、共同住宅については、総戸数が約 67,000 戸に対して、昭和 56 年以前に建築された共同住宅のうち、約 15,000 戸が耐震性のある共同住宅と推計され、昭和 57 年以降に建築された約 47,000 戸と合わせて、約 62,000 戸が耐震性のある共同住宅と推計され、耐震化率は約 93%となっています(図 4-2、表 2 参照)。

本市においては、引き続き、戸建住宅に重点をおいて耐震化を進めていくことが課題となります。

図 4-2 【戸建住宅と共同住宅の耐震化率の推移】

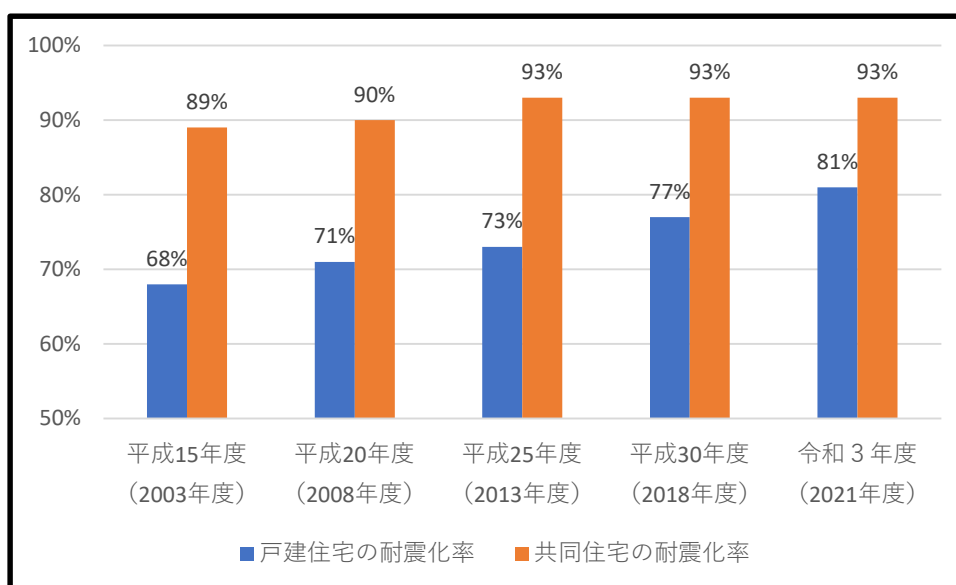


表 2 【住宅の耐震化率の内訳】

(単位：戸)

区分	総戸数 A=B+E	S56年以前建築			S57以降 建築 E	耐震化済 戸数 F=C+E	耐震化率 令和3年度 G=F/A
		B	うち耐震 性あり C	うち耐震 性なし D=B-C			
戸建住宅	96,116	27,816	9,310	18,506	68,300	77,610	81%
共同住宅	67,140	19,290	14,670	4,620	47,850	62,520	93%
合計	163,256	47,106	23,980	23,126	116,150	140,130	86%

注) 図 4-1、図 4-2、表 2 の数値について

- ・「住宅の耐震化率」は、住宅・土地統計調査をもとに算出しています。
- ・令和 3 年度 (2021 年度) については、平成 30 年度住宅・土地統計調査をもとに、建築確認申請件数等の情報を反映した推計値です。

## (2) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状

「多数の者が利用する建築物」は、学校、病院、社会福祉施設、店舗等の多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上など）の建築物で、地震に対する安全性を確保しなければならない建築物のことです（資料編：資料1参照）。

本市域内における多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の推移は、図5のとおりです。

### ア. 改定前の本計画における目標

令和2年度における耐震化率の目標を95%と定めていました。

### イ. 現状

令和2年度末における耐震化率は、83%となっています。

### ウ. 多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の分析

改定前の本計画における耐震化率（平成23年度時点で79%）から4%の向上にとどまっています（図5参照）。

令和2年度末において、総棟数は445棟あり、昭和56年以前に建築された建築物は、そのうち約30%にあたる134棟となっています。

耐震化の状況としては、昭和56年以前に建築された建築物134棟のうち、58棟が耐震性のある建築物と推計され、昭和57年以降に建築された311棟と合わせて369棟となり、耐震化率は約83%となっています（表3参照）。

図5 【多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の推移】

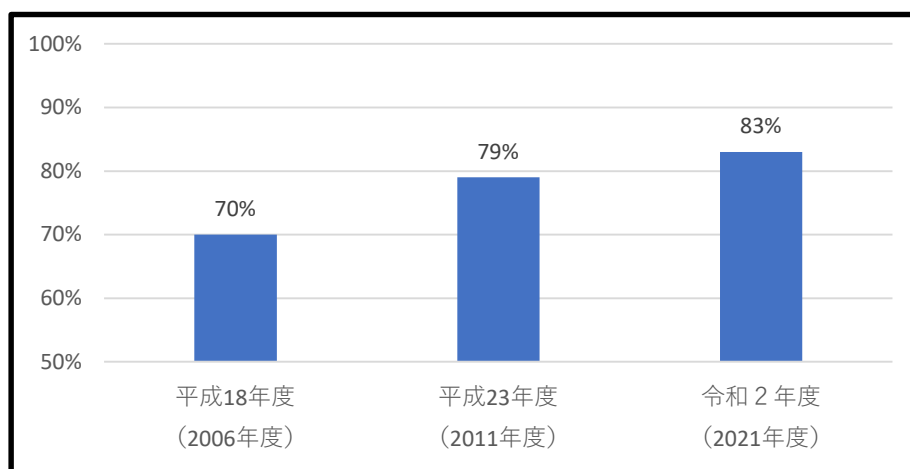


表3 【多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の内訳】

(単位：棟)

用途区分	総棟数 A=B+E	S56年以前建築			S57年 以降建 築 E	耐震化 済棟数 F=B+D	耐震化率 令和2年 度 G=F/A
		B	うち 耐震性 あり C	うち 耐震性 なし D=B-C			
災害時に重要な機能を果たす施設	72	27	10	17	45	55	76%
災害時に多数の利用者に危険が及ぶおそれがある施設	105	28	12	16	77	89	85%
	268	79	36	43	189	225	84%
合計	445	134	58	76	311	369	83%

注) 図5、表3の数値について

- ・平成18年度、平成23年度については神奈川県による市町村調査をもとに算出しております。
- ・令和2年度については、平成23年度以降、令和2年度までの対象建築物の異動を時点修正しています。

### (3) 横須賀市所有建築物の耐震化の現状

横須賀市が所有する建築物の多くは、災害時において重要な拠点施設や、避難施設となる建築物です。

本市では、平成8年度より建築物の耐震診断及び耐震改修を進めております。

本市所有建築物の耐震化率の推移は、図6のとおりです。

#### ア. 改定前の本計画における目標

平成27年度における耐震化の目標を次のとおり定めていました。

(ア) 災害時に拠点となる建築物	(表4 I) : 耐震化率 100%
(イ) 福祉施設等に該当する建築物	(表4 II) : 耐震化率 100%
(ウ) 不特定多数の者が利用する建築物	(表4 III) : 耐震化率 100%
(エ) その他の建築物	(表4 IV) : 耐震化率 90%
合計	: 耐震化率 95%

#### イ. 現状

令和2年度末における耐震化率は、表4の用途区分ごとに次のとおりです。

(ア) 災害時に拠点となる建築物	(表4 I) : 耐震化率 100%
(イ) 福祉施設等に該当する建築物	(表4 II) : 耐震化率 86%
(ウ) 不特定多数の者が利用する建築物	(表4 III) : 耐震化率 100%
(エ) その他の建築物	(表4 IV) : 耐震化率 88%
合計	: 耐震化率 95%

#### ウ. 横須賀市所有建築物の耐震化率の分析

横須賀市所有建築物の耐震化率は、改定前の本計画における耐震化率（平成23年度時点で95%）から上昇していません。

表4のIIについて、耐震性がない1棟は建て替えを予定しており、計画期間内に100%を達成できる見通しです。

表4のIVについて、令和4年度から耐震改修工事に着手している建築物があり、計画期間内には、改定前の本計画における耐震化率から上昇できる見通しです。



図6 【横須賀市所有建築物の耐震化の推移】

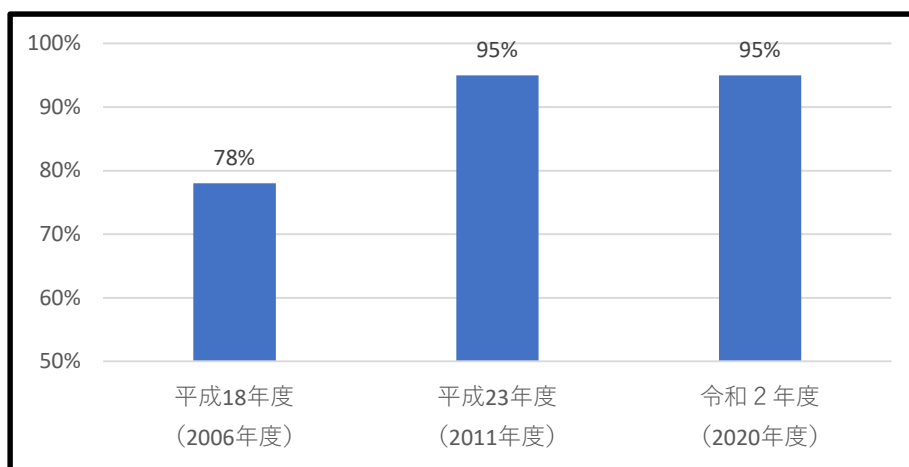


表4 【横須賀市所有建築物の耐震化率の内訳】

(単位：棟)

用途区分	総棟数 A=B+E	S56年以前建築		S57年以降 建築 E	耐震化 済棟数 F=C+E	耐震化率 令和2年度 G=F/A	
		B	うち 耐震性 あり C				うち耐震 性なし D=B-C
I 災害時に拠点となる建築物	205	128	128	0	77	205	100%
II 福祉施設等に該当する建築物	7	4	3	1	3	6	86%
III 不特定多数の者が利用する建築物	14	2	2	0	12	14	100%
IV その他	138	68	52	16	70	122	88%
合計	364	202	185	17	162	347	95%

注) 図6、表4の数値について

- ・平成18年度、平成23年度については神奈川県による市町村調査をもとに算出しております。
- ・令和2年度については、平成23年度以降、令和2年度までの対象建築物の異動を時点修正していますが、一部、令和3年度末までの異動を反映しています。

## 2 建築物の耐震化の目標

### (1) 目標設定の考え方

これまで国の基本方針では、耐震化の目標を「住宅」と「多数の者が利用する建築物」で定められており、本市においても同様の目標設定を行ってきました。

令和3年(2021年)12月に見直された国の基本方針では、目標を「住宅」と「耐震診断義務付け対象建築物」<sup>注5</sup>で定める考え方が示され、令和4年(2022年)3月に改定された「神奈川県耐震改修促進計画」における目標を踏まえつつ、本市におけるこれまでの目標設定の継続性や取組みの進捗状況等を勘案し、次のとおり目標を定めます。

### (2) 住宅の耐震化の目標

令和12年度(2030年度)までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目指します。

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

令和7年度(2025年度)までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目指します。

令和3年度末時点における本市の耐震診断義務付け対象建築物の施設数と耐震化率は、表5のとおりです。

表5 【耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率】

(単位：施設数)

耐震診断義務付け対象建築物	対象施設	耐震性有	耐震性無	耐震化率
要緊急安全確認大規模建築物 <sup>注6</sup>				
民間建築物	9件	4件	5件	44%
公共建築物	14件	14件	0件	100%
合計	23件	18件	5件	78%

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

建築物の耐震化を促進するためには、取り組み主体となる所有者等に建築物の耐震化の重要性について認識を高めていただく必要があります。

本市は、法への対応を図るとともに、所有者に対して、建築物の耐震化の重要性に対する認識を高め、耐震化への取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備、施策を講じることで、建築物の耐震化の促進に努めていきます。

### 2 建築物の耐震化の促進をとりまく環境とその整備

#### ア. 相談体制の整備

建築物の耐震化を促進するためには、所有者に対して、建築物の耐震化の重要性を理解していただくために意識啓発を行うとともに、所有者が安心して建築物の耐震化に向けて行動できるよう、相談窓口を設ける必要があります。

本市では、耐震診断及び耐震改修等に関する相談窓口を建築指導課に設置しています。また、相談内容に応じた適切な対応や助言等が行えるよう、次の相談窓口と連携を図っています。

(ア)一般社団法人神奈川県建築士事務所協会横須賀支部

耐震に関する技術的相談

(イ)横須賀市消費生活センター

契約等、消費者としてのトラブルに関する相談

(ウ)横須賀市住宅相談運営委員会による住宅相談

耐震改修を含む工事に関する相談

#### イ. 耐震改修技術者の育成

本市では、軸組木造住宅の耐震改修工事に対応する組織として、「横須賀市木造耐震改修工事委員会」を設置しています。

耐震改修補強工事助成制度にて工事を行う施工業者には、当委員会への登録を原則義務付けています。

「横須賀市木造耐震改修工事委員会」では、耐震診断及び耐震改修に関する講習会を開催し、工事技術者の知識の向上を図っています。

#### ウ. 増改築工事等に合わせた耐震改修の誘導

耐震改修工事には費用がかかりますが、増改築工事等の機会と合わせて行うことで、工事を効率的に実施できることに加え、工事費も別々に行うより抑えることができます。

増改築工事等の予定がある場合は、耐震改修工事と合わせて行うよう、情報提供や関係団体と連携し、建築物の耐震化の必要性を説明して建築物の耐震化を促します。

#### エ. 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、所有者が耐震化の重要性を理解し耐震診断及び耐震改修を進められるように、神奈川県と連携して適切な情報提供等を行っていきます。

#### オ. 町内会館等の建築物の耐震化

法に規定する多数の者が利用する建築物に該当しない民間建築物であっても、多数の者が利用し、災害時に避難所として活用されることが想定される建築物（町内会館等）については、所有者や町内会・自治会等に対して、耐震化の重要性を説明、助言を行っていきます。

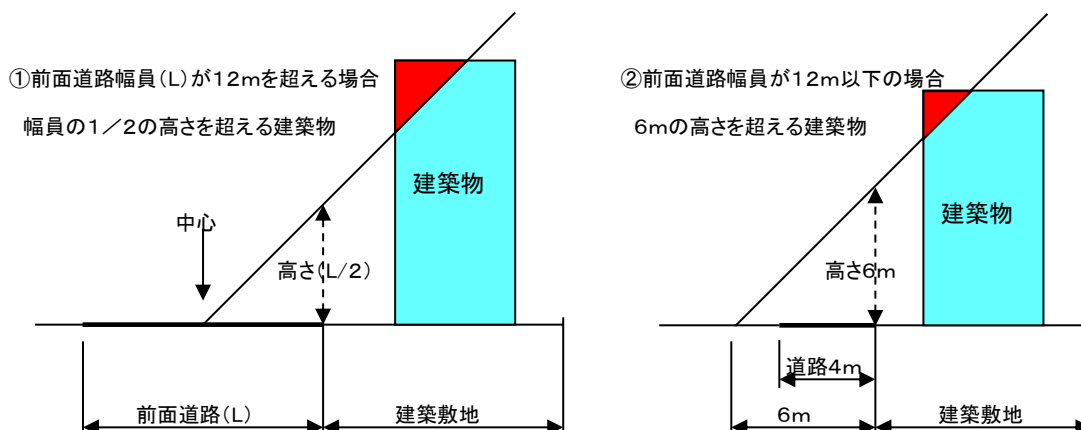
#### カ. 沿道建築物の耐震化

市防災計画では、緊急輸送路として、神奈川県が指定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、本市が指定した緊急輸送道路が指定されています（資料編：資料3参照）。

大規模地震災害時に緊急輸送路沿道の建築物が倒壊するなどして、通行を妨げることがないように、これらの建築物の耐震化を促進することが大切です。そこで、本市では、市防災計画の「緊急輸送路」の全線を法第6条第3項第2号（市町村耐震改修促進計画において沿道の建築物の耐震化を促進すべき道路を指定することができる）に基づく道路に位置付けます。これにより、位置付けられた道路の一定高さ以上の沿道建築物（耐震関係の基準に適合していないものに限る）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

なお、法第6条第3項第1号（市町村耐震改修促進計画において沿道の建築物の耐震診断を義務付ける道路を指定することができる）に基づく耐震診断を義務付ける道路は、現在本市においては指定していません。

図7 【耐震改修促進法施行令第4条に規定する通行障害建築物】



キ. 建築基準法に基づく定期報告制度の活用

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度では、建築基準法で規定された特殊建築物の所有者は、一級建築士若しくは二級建築士、又は国土交通大臣が定める有資格者により建築物の状況調査を行い、その結果を本市に報告するように義務付けられており、耐震診断及び耐震改修の状況調査も含まれています。

本市では、定期報告制度を活用し、法で定められた建築物の耐震診断及び耐震改修の状況把握を行い、所有者等の耐震化に対する意識啓発を行います。

更に、国や神奈川県からの耐震補強に関する情報を積極的に提供し、耐震化を促します。

ク. 谷戸地域<sup>注7</sup>への働きかけ

本市の地域性の特色として、周辺を山に囲まれた谷あいにより市街地を形成している、谷戸地域があります。

当該地域は、狭い道路が多く、災害発生時には、円滑な避難や応急活動が重要となります。

谷戸地域にお住まいの市民の方々に対して、建築物の耐震化に対する意識啓発を行います。その際には、町内会・自治会と連携を図ります。

また、谷戸地域への入口部分に関しては、耐震性のない建築物の所有者等に対して、建築物の耐震化に対する意識啓発を重点的に行います。更に、国や神奈川県からの耐震補強に関する情報を積極的に提供し、耐震化を促します。

### 3 建築物の耐震化を促進するための支援策

国や神奈川県補助制度を活用しながら、建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修補強を積極的に実施できるように支援していきます。

既に実施している支援策の実効性の確保に努めながら、更なる建築物の耐震化の促進を進めていきます。

#### (1) 助成事業

国庫補助金や県補助金を活用して、建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修工事を積極的に実施できるように支援します。

助成事業については、建築物の耐震化の促進の観点から、さらなる拡充について検討していきます。

#### ア. 軸組住宅の耐震化を促進するための支援策

##### (ア) 助成対象

- ・昭和 56 年 5 月末日以前に着工したもの
- ・軸組木造戸建住宅（兼用住宅及び長屋を含む）で階数が 3 階以下のもの
- ・建築物の所有者が居住しているまたは居住するもの

##### (イ) 助成メニュー（次の費用の一部を助成します）

- ・耐震診断・改修計画書作成
- ・耐震補強工事図面作成
- ・耐震補強工事監理
- ・耐震補強工事

令和 2 年度から、神奈川県が指定する第 1 次緊急輸送道路沿いの木造住宅に対しては、耐震診断の前に事前調査を行い、該当するときは補助額を増額しています。

本市の軸組木造住宅の耐震化を促進するための助成事業の実績については、「資料編：資料 4 住宅の耐震補強工事助成事業の実績」参照

#### イ. マンションの耐震化を促進するための支援策

##### (ア) 助成対象

- ・昭和 56 年 5 月末日以前に着工したもの
- ・構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造のもの
- ・住戸数の過半を区分所有者の居住の用に供するもの
- ・住宅部分の床面積の合計が住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計の過半であるもの
- ・予備診断または耐震診断を実施することが管理組合の総会で議決されているもの

(イ) 助成メニュー（次の費用の一部を助成します）

- ・マンション耐震予備診断
- ・マンション耐震診断

本市のマンションの耐震化を促進するための助成事業の実績については、「資料編：資料5 マンション耐震診断助成事業の実績」参照

ウ. 町内会館の耐震化を促進するための支援策

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工し、町内会が実質的に所有し、町内会の総会等において決議されているものについて、耐震診断の費用の一部を助成します。

エ. 住宅における重要居室耐震化を促進するための支援策

法では、建築物全体の耐震化を促進することを目的としています。しかしながら、所有者にとって耐震補強工事は費用負担が大きくなります。

費用負担を抑制しながら、震災時における建築物の倒壊等から人命を守る方法として、耐震シェルターや防災ベッドを設置する方法があります。

本市では、耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を助成します。

## (2) 税の特例措置

ア. 所得税の特別控除

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合について、耐震改修工事相当額を、その年分の所得税額から控除される制度があります。

この措置を受けるには、税務署に対して、確定申告を行う必要があります。

適用期間は、令和5年12月31日までとなっています。

税制改正により期間が延長されたり、控除額や控除率に変更となる可能性があります。

主な要件

- ・自己の居住の用に供する家屋であること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること。
- ・耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること。

#### イ. 固定資産税の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、翌年度分の固定資産税が一戸当り 120 ㎡相当分まで 2 分の 1 に減額されます。

この措置を受けるには、工事完了日から 3 ヶ月以内に、横須賀市資産税課に申告する必要があります。

令和 6 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行う必要があります。

耐震改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することになった住宅については、減額される割合が 3 分の 2 に拡充されます。

税制改正により工事対象期間が延長されたり、減額割合が変更となる可能性があります。

主な要件

- ・耐震改修工事費が 50 万円を超えること。
- ・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する家屋であること。
- ・店舗等併用住宅の場合は、床面積の 2 分の 1 以上が居住用であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること。

## 4 各種認定制度等による耐震化の促進

法では、建築物の耐震改修に対しての促進策が設けられています。

本市では、法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます。

#### ア. 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第 17 条）

耐震改修を行う際、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐火規定の緩和や容積率、建ぺい率の特例措置の適用を受けることができます。

#### イ. 建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）

所管行政庁から地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けた建築物は、広告等に、認定を受けたことを表示できます。

#### ウ. 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）

所管行政庁から耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、4 分の 3 以上から 2 分の 1 超（過半数）に緩和されます。



## 5 その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震化と併せて、外装材等の落下防止対策、エレベーターなどの安全対策を進め、地震時における安全性の向上を図ります。

### (1) 大規模盛土造成地の耐震対策

平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災や平成16年(2004年)10月に発生した新潟県中越地震において、大規模に盛土された宅地で滑動崩落等による甚大な被害が発生しました。

今後、このような大地震が発生した場合、大きな被害が生じるおそれがある大規模盛土造成地において、本市では大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドラインに基づき、令和元年度に大規模盛土造成地マップの公表をし、市民等に安全対策への意識が向上するよう啓発を行いました。

続いて令和2年度からは抽出された大規模盛土造成地について、「安全性の把握(第二次スクリーニング)」を行うため、造成年代調査等の基礎資料整理や現地踏査により、「優先度の評価(第二次スクリーニング計画の作成)」を実施しており、今後は災害の発生するおそれがある盛土造成地の所有者等に対し、適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

### (2) 落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外壁材の損壊・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、昭和53年(1978年)に発生した宮城県沖地震で注目され、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

### (3) 天井脱落対策

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度による状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

#### (4) エレベーター等の安全対策

平成 17 年（2005 年）7 月に発生した千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビル内にあるエレベーターの緊急停止がおこり、エレベーター内部に人が閉じ込められる事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

このため、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

#### (5) ブロック塀等の安全対策

平成 30 年（2018 年）6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

本市では、ブロック塀等の耐震化に関する情報等の普及啓発を引き続き行うとともに、特に、通学路等の沿道において、危険なブロック塀等の把握、改善を行うよう所有者等に対して働きかけていきます。

## 6 建築物の耐震化に係る普及・啓発

市民の皆様には建築物の耐震化の重要性について理解を深めていただくために、以下のとおり、様々な方法で普及啓発に取り組んでいきます。

### (1) デジタルコンテンツの活用

従前のホームページに加えて、市公式LINEなど、社会に普及、定着しつつあるSNSを活用し、市民の皆様には「お届けする」普及啓発に取り組めます。

### (2) パンフレットの配布等の活用

地震の危険性や耐震診断、耐震改修に関する内容を記載したパンフレットの配布、「広報よこすか」に加えて、地域情報誌への掲載により、市民の皆様へ建築物の耐震化の重要性について意識啓発を進めていきます。

### (3) イベントの活用

イベント開催時において、建築物の耐震化の重要性や地震被害等を紹介するコーナーを設置し、市民の皆様が建築物の耐震性の確保の重要性について意識や理解を深めることができる機会を設けるよう取り組めます。

イベントの種類については、従来から活用している防災や建築関連に加えて、旧耐震基準で建築された建築物の所有者が高齢化している傾向を踏まえて、高齢者が多く集まる福祉関連のイベントも活用していきます。

### (4) まちづくり出前トークの開催

町内会等からの要望で「出前トーク」を開催し、建築物の耐震化の重要性や、本市の耐震化の推進の取り組みについて説明します。

### (5) 建築技術者等の養成

「横須賀市木造耐震改修工事委員会」に在籍する建築技術者向けに技術講習会を開催し、軸組木造住宅の耐震性向上の重要性や、地域防災への意識の向上、耐震補強工事に係る計画から工事施工等において、適切な耐震性の確保に十分留意するための知識や理解を深めていただくように、養成に努めます。

### (6) 震度マップの作成・公表

地震に対する備えとして、想定した地震が発生した場合の想定震度を予測した「震度マップ」を作成し、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎(危機管理課、市政情報コーナー)、行政センター、役所屋にて配布しています。

#### 【震度マップを作成した想定地震】

- ・三浦半島断層群を震源とする地震
- ・大正型関東地震

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」などを設置し建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内すべての市町村で「耐震改修促進計画」が策定されています。

また、県内の特定行政庁（県及び12市）が建築基準法の取扱い等について、連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に、「安全対策部会」を設置し、法に基づく指導や助言等について連絡調整を行いながら、建築物の地震対策を図るべく取り組んでいます。

#### (2) 関係部局との連携

本市では、関係部局や施設管理者とも連携して、耐震化を継続して計画的に推進しています。

大規模な地震の発生確率が高まりつつあること、最近の比較的規模の大きい地震の発生頻度が高まりつつある状況に鑑み、防災部局との連携を緊密にしていきます。

また、時間の経過とともに、旧耐震基準の住宅の所有者の高齢化が進んでいる実状を踏まえ民生局との連携を強化していきます。

### 2 法に基づく指導や助言等

#### (1) 耐震改修促進法による指導や助言の実施

法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

本市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があるときは、当該建築物の所有者に必要な指導や助言等を行います。

#### (2) 耐震診断義務付け対象建築物への対応

法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物等（資料2）については、国土交通省令に基づき、平成29年（2017年）3月に診断結果の報告を受け、ホームページで公表するとともに、当該建築物の所有者に必要な指導や助言等を行います。

### 3 施策のフォローアップについて

住宅の耐震化率の実績値は、国が5年ごとに公表する住宅・土地統計調査に基づき算出を行います。

本計画に位置付けられた主な施策の実施状況や耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況を一定期間ごとに検証することによって、本計画の進捗を明らかにしていきます。

その結果は、ホームページで公表するとともに、必要に応じて本計画の見直しに活用していきます。

## 本計画で用いる用語

### 注1「横須賀市地域防災計画」

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、横須賀市防災会議が作成する計画。市域の災害予防、応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興に関する事項を定め防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的として策定している。

### 注2「旧耐震基準」

昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震基準

### 注3「新耐震基準」

昭和56年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震基準

### 注4「耐震化率」

対象建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能を有するものの割合（旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震改修により必要な耐震性能が確保されたものを含む）

### 注5「耐震診断義務付け対象建築物」（資料編：資料2）

民間及び公共の多数の者が利用する建築物のうち、一定の規模を満たす大規模建築物（階数3以上かつ5,000㎡以上の学校、病院、ホテル、店舗等）

### 注6「要緊急安全確認大規模建築物」（資料編：資料1）

不特定多数・避難確保上特に配慮が必要な者が必要な者が利用する大規模建築物等、法で耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物

### 注7「谷戸地域」

本市では、消防局が防災上の観点から、市内47地域を谷戸地域として指定している。消防局の谷戸地域の指定条件は、警防対策を充実強化し、事前体制の確立を図ることを目的にしており、三方又は二方が山地に囲まれ通称谷戸といわれる地域で、一般住宅が30棟以上の地域、その他警防対策上の障害について複数の条件に該当するものとしている。

## 資料1 耐震改修促進法における建築物一覧

### 【多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物】

用途		多数の者が利用する建築物 法第14条第1号	要緊急安全確認大規模建築物 法第7条、附則第3条	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼児連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
防災拠点建築物			階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物 法第5条第3項第1号の規定により神奈川県耐震改修促進計画に記載された旧耐震基準の建築物(要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館)	

## 資料2 耐震診断を義務化する建築物

### 【耐震診断が義務化される建築物】

平成 25 年（2013 年）11 月に耐震改修促進法が改正施行され、以下の建築物で新耐震基準に適合しない建築物は、定められた期限までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告すること、所管行政庁はその報告内容を公表することが義務付けられました。

義務付け要件が耐震改修促進法で指定される建築物（要緊急安全確認大規模建築物）		報告期限：平成 27 年 12 月末日
ア	不特定多数の者が利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料 1）	耐震改修促進法附則第 3 条第 1 号
イ	地震の際避難確保上特に配慮を要するものが主として利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料 1）	耐震改修促進法附則第 3 条第 2 号
ウ	一定量以上の危険物を取り扱う建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料 1）	耐震改修促進法附則第 3 条第 3 号

注) 耐震改修促進法附則第 3 条に掲げる既存不適格建築物

第 3 条第 1 項：病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存不適格建築物

第 3 条第 2 項：小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存不適格建築物

第 3 条第 3 項：耐震改修促進法第 14 条第 2 号に掲げる建築物（火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）である既存不適格建築物



### 資料3 「緊急輸送路」の路線一覧・路線図

横須賀市地域防災計画<資料編>から抜粋

#### (1) 第1次緊急輸送道路(県指定路線)

No.	路線名	区間
1	国道16号	横浜市境(追浜本町1丁目)～走水交差点(走水2丁目)
2	国道16号 (横浜横須賀道路)	逗子市境(田浦大作町)～馬堀海岸IC(馬堀海岸4丁目)
3	国道134号	国道16号三春町2丁目交差点～三浦市境(津久井1丁目)、三浦市境(長井1丁目)～葉山町境(秋谷)
4	県道24号 (主要地方道横須賀逗子線)	国道16号船越町交差点(船越町1・5丁目)～逗子市境(船越町3丁目)
5	県道25号 (主要地方道横須賀停車場線)	JR横須賀駅(東逸見町1丁目)～国道16号交点(汐入町1丁目)
6	県道26号 (主要地方道横須賀三崎線)	国道16号本町1丁目交差点～国道134号林交差点(林2丁目・太田和2丁目)～三浦市境(長井1丁目)
7	県道28号 (本町山中線)	本町IC(汐入町1丁目)～横浜横須賀道路横須賀IC(山中町)
8	県道211号 (久里浜港久里浜停車場線)	国道134号夫婦橋交差点(久里浜4・5丁目)～久里浜港(久里浜8丁目)
9	県道212号 (久里浜港線)	久里浜港(久里浜8丁目)～国道134号野比交差点(野比2丁目)
10	市道よこすか海岸通り	国道16号小川町交差点～国道16号三春町3丁目交差点
11	市道4263号	久里浜臨港道路3号線～県道212号交点(久里浜8・9丁目)
12	久里浜臨港道路3号線	市道4263号線交点～久里浜港岸壁
13	平成臨港道路	市道よこすか海岸通り平成埠頭前交差点～新港岸壁
14	県道27号(久里浜田浦線)	県道27号佐原交差点～横浜横須賀道路衣笠IC～県道27号横須賀インター入口交差点(池上5・6・7丁目)
15	久里浜田浦線B	県道27号横須賀インター入口交差点(池上5・6・7丁目)～横浜横須賀道路横須賀IC(山中町)
16	安浦うみかぜ公園通り	国道16号安浦2丁目交差点～うみかぜ公園前交差点

(2) 第2次緊急輸送道路（県指定路線）

No.	路線名	区間
17	県道 26 号 （三浦縦貫道路）	県道 27 号（久里浜田浦線）三浦縦貫道衣笠入口交差点（衣笠町）～横浜横須賀道路衣笠 IC～国道 134 号三浦縦貫道林入口交差点（林 5 丁目）
18	県道 27 号 （主要地方道横須賀葉山線）	野比 2 丁目（国道 134 号線）～県道 27 号佐原交差点、県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上 5・6・7 丁目）～葉山町境（池上 6 丁目）
19	県道 208 号 （浦賀港線）	国道 134 号大津交差点（大津町 1 丁目）～浦賀港交番前交差点（西浦賀 1 丁目）
20	県道 210 号 （浦賀港久里浜停車場線）	浦賀港交番前交差点（西浦賀 1 丁目）～国道 134 号夫婦橋交差点（久里浜 4・5 丁目）
21	市道 859 号	国道 16 号三春町 4 丁目交差点～国道 134 号大津交差点（大津町 1 丁目）
22	根岸東逸見線 B	池上十字路交差点～（公郷町）～国道 134 号湘南橋交差点（池田町 5 丁目）
23	市道横須賀葉山線	池上十字路交差点～県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上 5・6・7 丁目）
24	市道安浦下浦線	国道 134 号湘南橋交差点（池田町 5 丁目）～県道 27 号佐原交差点
25	森崎佐原通り	南消防署前交点（森崎 1 丁目）～市道安浦下浦線交点（佐原 1・2 丁目）

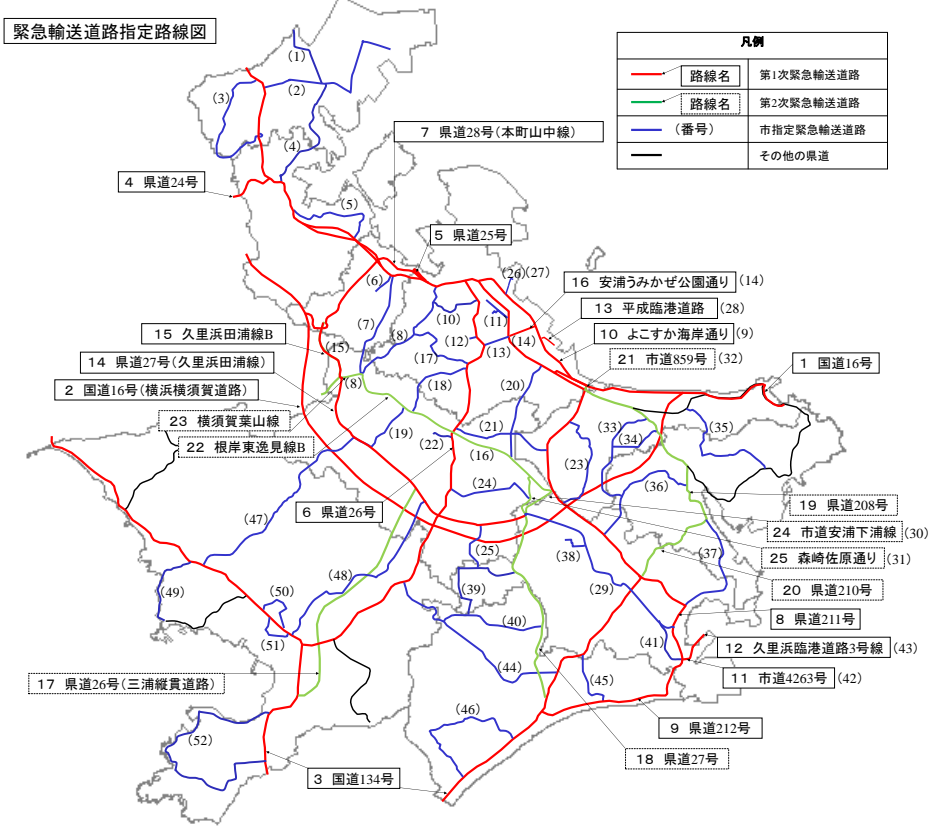
(3) 市指定緊急輸送道路（啓開路線）

No.	路線名	区間（経由）
1	船越夏島線 B	夏島貝塚通り交点（夏島町追浜公園付近）～（追浜橋）～横浜市境（追浜本町 2 丁目）
2	追浜夏島線 （夏島貝塚通り）	国道 16 号追浜駅前交差点（追浜町 3 丁目）～（追浜公園）～住友重機械工業前（夏島町）
3	湘南鷹取団地線	国道 16 号雷神社前交差点（追浜本町 1 丁目）～（湘南鷹取）～国道 16 号湘南鷹取入口交差点（追浜町 1 丁目）
4	船越夏島線 A	国道 16 号船越町 1 丁目交差点～（浦郷町）～夏島貝塚通り交点（夏島町）
5	長浦臨港線	国道 16 号田浦町 5 丁目交差点～（田浦港町）～国道 16 号安針塚駅入口交差点（長浦町 2 丁目）
6	市道 7564 号 （逸見浄水場通り）	国道 16 号汀橋交差点（西逸見町 1 丁目）～上下水道局逸見浄水場（西逸見町 2 丁目）
7	根岸東逸見線 A	国道 16 号逸見駅入口交差点（東逸見町 1 丁目）～（沢山小学校）～池上十字路交差点
8	市道横須賀葉山線	国道 16 号本町 3 丁目交差点～坂本交番前交差点（坂本町 1 丁目）～（新池上トンネル）～池上十字路交差点～県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上 5・6・7 丁目）
9	小川三春線 （よこすか海岸通り）	国道 16 号小川町交差点～（平成町）～国道 16 号三春町 3 丁目交差点
10	若松隧道線	汐入町 2 丁目汐入公園～（若松トンネル）～県道 26 号交点（若松町 2 丁目）
11	米が浜通り	国道 16 号米が浜交差点～横須賀共済病院（米が浜通 1 丁目）～米が浜通り入口（若松町 3 丁目）
12	上町坂本線 （うわまち病院通り）	県道 26 号うわまち病院入口交差点～市立うわまち病院（上町 2 丁目）
13	市内環状線 （聖徳寺坂線）	国道 16 号安浦 2 丁目交差点～（聖徳寺坂）～県道 26 号上町 3 丁目交差点（上町 3 丁目）
14	安浦うみかぜ公園 通り	国道 16 号安浦 2 丁目交差点～うみかぜ公園前交差点
15	久里浜田浦線 B	県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上 5・6・7 丁目）～横浜横須賀道路横須賀 IC（山中町）
16	根岸東逸見線 B	池上十字路交差点～（公郷町）～国道 134 号湘南橋交点（池田町 5 丁目）
17	鶴久保坂本線	県道 26 号鶴久保小学校前交差点（不入斗町 1 丁目）～（不入斗公園）～坂本交番前交差点（坂本町 1 丁目）
18	鶴久保衣笠線	県道 26 号交点（不入斗町 1 丁目鶴久保小学校前）～（大明寺トンネル）～県道 27 号三浦高校前交差点（衣笠栄町 3 丁目）
19	金谷駿河坂線	金谷交差点（金谷 3 丁目）～万葉公園（平作 3 丁目）
20	山崎公郷線	国道 16 号青い鳥幼稚園前交差点（三春町 2 丁目）～（公郷トンネル）～根岸町 4 丁目五郎橋付近交点

No.	路線名	区間（経由）
21	根岸衣笠線	国道 134 号根岸 5 丁目交差点～（公郷小学校前）～県道 26 号交点（公郷町 2・3 丁目）
22	市道 1377 号 （衣笠病院通り）	県道 26 号衣笠小学校入口交差点～衣笠病院（小矢部 2 丁目）
23	大津池田線	国道 134 号大津グランド前交差点（大津町 4 丁目）～（池田町）～国道 134 号池田踏切交差点（池田町 5 丁目）
24	小矢部森崎線	県道 26 号井戸店交差点（小矢部 3 丁目）～（森崎交番）～森崎佐原通り交点（森崎 1・2 丁目）
25	岩戸大矢部線 A	県道 27 号岩戸団地入口交差点（岩戸 1 丁目）～（岩戸 4 丁目第 2 公園前）～県道 27 号大矢部 3・5 丁目交点（大矢部 3 丁目）
26	新港臨港道路	市道 7656 号交点～新港岸壁
27	市道 7656 号 （新港岸壁通り）	よこすか海岸通り救急医療センター入口交差点～新港臨港道路交点
28	平成臨港道路	よこすか海岸通り平成埠頭前交差点～平成港岸壁
29	久里浜田浦線 A	県道 211 号大浜交差点（久里浜 8 丁目）～（神明公園）～県道 27 号佐原交差点
30	市道安浦下浦線	国道 134 号湘南橋交点（池田町 5 丁目）～県道 27 号佐原交差点
31	森崎佐原通り	南消防署前交点～市道安浦下浦線交点（佐原 1・2 丁目）
32	市道 859 号 （大津交差点通り）	国道 16 号三春町 4 丁目交差点～国道 134 号大津交差点（大津町 1 丁目）
33	桜が丘団地線	県道 208 号桜が丘入口交差点（馬堀町 2 丁目）～（桜が丘 1 丁目）～浦賀舟倉線交点（吉井 2 丁目）
34	市道 6275 号 （桜が丘通り）	県道 208 号交点（桜が丘 2 丁目）～桜が丘団地線交点（桜が丘 1 丁目）
35	馬堀鴨居線	県道 209 号馬堀小学校前交差点（馬堀町 4 丁目）～（二葉）～県道 209 号鴨居交番前交差点（鴨居 1 丁目）
36	浦賀舟倉線	県道 208 号浦賀警察署前交差点（浦賀 5 丁目）～（浦賀トンネル）～国道 134 号舟倉交差点（舟倉 1 丁目）
37	浦賀野比線	浦賀港交番前（西浦賀 1 丁目）～（川間トンネル）～県道 211 号開国橋交差点（久里浜 7 丁目）
38	市道 6774 号 （横須賀南高校通り）	横須賀明光高等学校入口交差点（佐原 5 丁目）～県立横須賀南高校（佐原 4 丁目）
39	岩戸大矢部線 B	市道 7227 号交点（光の丘第 2 公園）～（岩戸養護学校）～岩戸 4 丁目第 2 公園前
40	市道 7227 号 （Y R P 通り）	県道 27 号横須賀リサーチパーク入口交差点（野比 1 丁目）～（光の丘）～通研通り交点（長沢 5・6 丁目）
41	市道 4263 号 （久里浜温水プール通り）	県道 212 号交点（久里浜 8・9 丁目）～（神明第 2 公園）～久里浜田浦線 A 交点（神明町）

No.	路線名	区間（経由）
42	市道 4263 号 (久里浜港入口通り)	久里浜臨港道路 3 号線～県道 212 号交点（久里浜 8・9 丁目）
43	久里浜臨港道路 3 号線	市道 4263 号～久里浜港岸壁
44	野比北武線 (通研通り)	国道 134 号大作交差点（野比 1 丁目）～（長沢中学校）～県道 26 号通研入口交差点（武 1 丁目）
45	野比病院線	国道 134 号野比中学前交差点（野比 3・4 丁目）～（野比中学校）～県道 212 号交点（野比 5 丁目国立特別支援教育総合研究所前）
46	長沢津久井線	国道 134 号長沢駅入口交差点（長沢 1・2 丁目）～（津久井小学校）～国道 134 号津久井浜駅入口交差点（津久井 1・2 丁目）
47	坂本芦名線	県道 27 号（久里浜田浦線）交差点（平作 4 丁目）～（大楠トンネル）～国道 134 号大楠山入口交差点（芦名 2 丁目）
48	衣笠太田和線	太田和街道入口交差点（衣笠町）～（山科台）～国道 134 号大橋交差点（太田和 2 丁目）
49	市道佐島港線	県道 213 号佐島港線交点～国道 134 号大楠小学校入口交差点（芦名 1 丁目）
50	荻野長坂線	国道 134 号海洋科学高校前交差点（長坂 1 丁目）～（荻野小学校）～国道 134 号大楠高校入口交差点（長坂 3 丁目）
51	市道 4571 号 (市民病院通り)	国道 134 号海洋科学高校前交差点（長坂 1 丁目）～（西体育館）～国道 134 号交点（長坂 1 丁目南消防署西分署前）
52	大木根荒崎線・長井海の手海岸通り	国道 134 号荒崎入口交差点（長井 1 丁目）～（長井漁港）～国道 134 号ソレイユの丘入口交差点（長井 1 丁目）

# 緊急輸送路指定路線図



## 資料4 住宅の耐震補強工事助成事業の実績

平成8年度より実施（阪神淡路大震災発生：平成7年1月17日）

（単位：件）

区分	簡易診断	簡易現地診断	精密診断改修計画書作成	耐震診断改修計画書作成	耐震改修図面作成	工事監理	耐震改修工事	事前調査	耐震シェルター 防災ベット
平成8年度	287	156	0		0				
平成9年度	66	40	17		0				
平成10年度	44	1	0		0				
平成11年度	43	27	4		0				
平成12年度	31	21	2		0				
平成13年度	38	24	3		0				
平成14年度	39	19	2		0				
平成15年度	131	83	26		9	5	5		
平成16年度	268	128	43		8	9	9		
平成17年度	178	140	72		24	16	16		
平成18年度		91	34		28	27	27		
平成19年度				125	41	24	24		
平成20年度				94	38	38	38		
平成21年度				67	42	39	39		
平成22年度				41	29	24	24		
平成23年度				101	48	46	46		
平成24年度				122	56	50	50		2
平成25年度				66	37	32	32		0
平成26年度				37	23	18	18		0
平成27年度				36	23	20	20		0
平成28年度				35	19	17	17		1
平成29年度				19	10	8	8		0
平成30年度				18	9	9	9		0
令和元年度				9	6	6	6		0
令和2年度				14 (0)	8 (0)	3 (0)	3 (0)	0	0
令和3年度				15 (0)	7 (0)	8 (0)	8 (0)	0	0
累計	1,125	730	203	799 (0)	465 (0)	399 (0)	399 (0)	0	3

令和2年度以降の（ ）は、うち沿道住宅の件数

## 資料5 マンション耐震診断助成事業の実績

平成17年度より実施

区分	マンション予備診断		マンション耐震診断	
	棟	件数	棟	戸数
平成17年度	3	2	0	0
平成18年度	10	5	0	0
平成19年度	14	1	0	0
平成20年度	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0
平成23年度	0	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0
平成25年度	3	2	1	113
平成26年度	6	1	2	165
平成27年度	0	0	1	102
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	4	2	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
累計	41	14	4	380



## 意見の提出方法

- 1 提出期間 令和4年(2022年)11月10日(木)から12月1日(木)まで
- 2 あて先 都市部建築指導課総務係
- 3 提出方法
  - 書式は特に定めておりません。
  - 住所及び氏名を明記してください。  
なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
    - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
    - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
    - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
    - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
  - 次のいずれかの方法により提出してください。
    - (1) 直接持ち込み
      - ・ 都市部建築指導課 (横須賀市役所分館 4階)
      - ・ 市政情報コーナー (横須賀市役所 2号館 1階32番窓口)
      - ・ 各行政センター
    - (2) 郵送  
〒238-8550  
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 都市部建築指導課
    - (3) ファクシミリ  
046-825-2469
    - (4) 電子メール  
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。